

毎週新しい活動レポートをお配りしています。ぜひ来週もお受け取り下さい。



無所属・無党派 無駄使いを許さない福祉充実の政治

川村 準 じゅん

週刊活動レポート

発行者：さいたま 変革の会
(毎週月曜日発行)

9月22日号

〒336-0017
南区南浦和2-28-9-102
携帯 090-1404-2151
junkawamura1923@gmail.com

政務活動費

新たな改革すべき焦点が発覚 「現金主義」は不正の温床

先日、私はさいたま市のH市議が政務活動費を不正に使用した可能性が高いと考え、市の監査委員に監査を行うよう訴えました。9月18日には、今回の不正疑惑に関して監査委員へ説明する機会があり、私の思いを伝えてきました。同じ席で、市行政は今回の不正疑惑についてH市議の立場から弁明を行いました。その内容から、現金主義という政務活動費の改革すべき焦点がまた明るみになりました。

年度末に切手を大量購入したH議員

私がさいたま市議会議員の政務活動費を調べたところ、H議員の政務活動費でおかしな使い方があったことを発見しました(注：政務活動費とは議員の年収以外に政治活動などに用いる事の出来る公金。さいたま市議会議員の政務活動費は40

8万円)。

H市議のおかしな使い方とは、①14年3月時点で、4月以降に使用が開始される82円切手を大量購入していること。この場合、年度をまたいでの使用となり、政務活動費を年度ごとに区切った意味がなくなります。

それに加え、H市議は②選挙区内の住民へ区内特別郵便で市政レポートを配布しています。しかし、H市議は市政レポート配送のため、と称して切手を大量に購入。区内特別郵便は郵便局が決められた区内外への郵送料より割引される制度であり、切手を使用しないことから、切手をレポート配送以外の目的で使用した疑いがあります。

以上2点を踏まえ、私は市の監査委員が市長を通じて、H市議に不正疑惑の計53万790円の返還を勧告するよう求めました(住民監査請求)。住民監査請求とは、地方自治体での財務会計上

の問題の監査を依頼するもの。裁判で例えれば、監査委員は裁判官、私が原告、被告はH市議に政務活動費を支給した市長となります(現在の地方自治制度では市行政に対してのみモノを申せて、議員に対してはモノを申せないため)。

使用実態に則した説明は不要？

ここで、政務活動費に関して新たな問題が浮上りました。それは①の説明にある現金主義です。なんと政務活動費は、切手の使用を年度内にしなくとも、切手の購入が年度内であれば適切に支出されるといふのです。しかし、この考え方を援用すれば、政務活動費が年度内に使い切らず余った場合、切手をいつか大量に政務活動で使う予定がある、との理由だけで政務活動費が支出される事になります。その後、購入した切手が政務活動で使われた証拠は不要なのです。

私は政務活動費の使用基準を現金主義ではなく、購入した費用物を年度内に使用することを義務づける発生主義に改めべきと主張します。

政務費領収書 黒塗りも

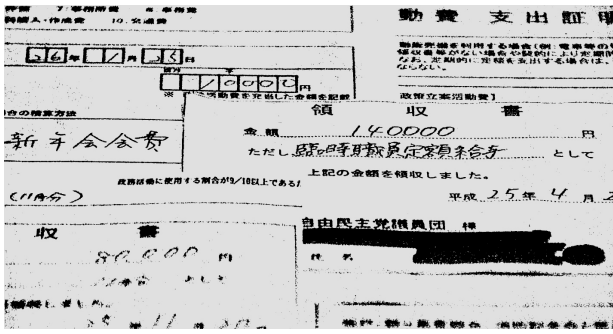
事務員人件費 会合費46件添付なし

公費検証

2013年度に県議会の各会派に支給された政務活動費（政務費）で、領収書が全面公開となったにもかかわらず、飲食を伴う会合で領収書が添付されてなかったり、支払先が黒塗りにされていたりする不透明な支出が多く見つかった。こうした公開内容では、誰がどんな人物に支払ったか、たどる方法はなく、支出には多くの疑問が残された格好だ。

公費検証

ある自民党議員が事務員の給与として毎月支払った領収書には次のように書か



黒塗りされた人件費の領収書や領収書の添付のない新年会費の支出証明書

れていた。

金額 14万円 ただし、臨時職員定額給与として上記の金額を領収しました。

平成25年4月28日
自由民主党県議団様
氏名 ●●●●●●●●

領収書は手書きで、支払った相手は黒塗りにされている上に、支払元が「自民党県議団」とあるだけで誰

が支払ったのか分からない。

職員に支払った人件費は政務費支出の約3割、約1億4000万円に上る。透明性を確保するため、議員の大半は雇用契約書や勤務実績などの書類を添付しているが、この領収書には添付書類はなかった。支払先の黒塗りは、県議会の情報公開条例に基づき、個人が特定される恐れがあると判断した場合、議会事務局が行っている。

議会事務局は「会派から一括して提出された領収書なので、誰が支払ったのか、分からぬ。把握している

不正許さない仕組みを

観光スポーツを巡る海外視察や政務活動との関連が疑問視される小説の購入。不適切とみられる政務費の支出が明らかになった。

あるベテラン議員は「こうした支出は教養のために必要だ」と説明するが、自らの教養に支出するのは政務費からではなく自分の金を使うべきで、税金を使うという認識が甘いと言わざるを得ない。報酬とは別に支払われる政務費は年間600万円。「第2の報酬」

と批判されても仕方がない。

2013年度から領収書が全面公開されたが、肝心の領収書が添付されず、支払先が黒塗りされるなど、全面公開にはほど遠い。

北海道函館市議会はインターネットで収支報告書を公開するなど透明性の向上に努めている。県議会もネット上の公開やチェック機能の設置など不正な支出を許さない仕組みを早急につくるべきではないだろうか。

(金子靖志)

授（行政学）は「領収書がなかったり黒塗りだったのでは全面公開とは言えない。県民からの公開請求に対し、黒塗り部分を明らかにする制度が必要だ。人件費は政務費の運用指針で雇用契約書や勤務実績を原則として添付することを明記すべきだ」としている。

上記のように、県議会でも問題が多いようです。また、日頃より週刊レポートを受け取って下さる皆様に感謝を申し上げます。私がまだ未熟であるため仕方ないのですが、ほとんどの方が受け取って下さらない中、チラシを受け取って下さる方々の温かい心意気は、涙が出るほど嬉しいです。恩返しとして、もっともっと面白いレポートを書けるよう精進します。

▲ 読売新聞・埼玉版 (2014年7月26日)

(「さいたま 変革の会」代表)

川村 準じゅん のプロフィール

1987年11月生まれの26歳。旧・浦和市の大牧小学校、大間木中学校、都内の私立・順天高校を卒業後、渡米。2007年ノースイースタン州立大学入学（米国・オクラホマ州）。留学中に、米国人を始め自国の文化に誇りを持つ多数の外国人と触れ合い、日本のあり方を考える機会に。2011年12月卒業後、浦和に戻り、工業系新聞社に就職。現在、故郷の文化を始め市政の問題点について勉強中です。